

# 奮闘！ケアマネジャー

ケアマネジャー（介護支援専門員）※は介護保険制度の要とされるキーパーソンです。相談内容によっては高齢者への支援にとどまらず、様々な悩みを抱える家族の問題を一緒に考え、その解決を図ろうとしています。今月は、奮闘するケアマネジャー（以下「ケアマネ」）を取り上げます。

## 1 利用者の意思に どこまで沿えるか



**清水政和**さん  
ハピネスケア株式会社  
みぬま居宅介護支援事業所  
主任介護支援専門員

常にサービスやプランが利用者本人の意思に沿っているかを考えています。

例えば医療の必要性が高い方が在宅へ戻るときはリスク軽減を考え、その方の生活様式、身体や住居の状況などを考えてプランを考えます。在宅生活が1週間しかできなかったと思うか1週間も帰れたと思っただけか、私がいっつも悩むところです。

また、専門職同士の連携は欠かせません。主治医を始めあらゆる専門職と調整がうまくいくように口を揃えるから関係づくりをしています。緊急時に頼れる仲間が財産です。

## 2 支え合いの地域づくり



**栗原幸江**さん  
行田市地域包括支援センター  
緑風苑  
主任介護支援専門員

寄せられる相談は様々で、たくさんの荷物で玄関が開けられない状態になっている家の大家が心配して地域包括支援センターに相談を寄せてくることもありました。解決策は未だ見つからなくて、民生委員や近隣住民で見守っています。

単身や夫婦二人の高齢者世帯が増え続ける中、親が認知症で子どもが障害を持っているなど、多くの悩みを抱えている世帯もあります。行田市では社協と協力して支え合いの地域づくりを進めており、安心生活創造事業を実施し、支え合いミーティングやマップ作りなど住民同士のつながりを強める仕掛け作りを行っています。

### 事例 地域の関係者の力を引き出す

●Cさん(男性64歳・身体機能が著しく低下)を支援

●外国人の妻と子どもの3人暮らし。

●妻が母国へ12日間帰るようになったが、夫は身体機能が低下していて断念。市を通じてセンターへ相談が入った。

●主任ケアマネは地域ケア会議を開き、地域の方は声かけ、NPOは弁当配達、民生委員は見守り、妻の友人は夜間に泊まる、などと役割分担をして無事に12日間を過ごせた。

●センターでは地域の関係者へ相談し、かかわりを作るきっかけとなった。これを機会に地域の方々との交流を深め、相談しやすい環境を作ることで、地域で支え合う関係を構築したい。

### 事例 昼夜を逆転？

医療ニーズの高いAさん(女性83歳・要介護5)への退院援助

●入院中で意識はほとんどなく寝たきり。胃ろう、えん下困難、吸引の必要あり。

●ひとり娘のBさんの希望もあって退院することになったが、退院してもBさんは働いているため日中は一人暮らし状態。

●主任ケアマネはリスクを減らすため、Bさんと一緒に医師や理学療法士などから情報収集。退院に向けBさんを含め看護師長、担当看護師、ソーシャルワーカー、訪問看護、訪問介護、訪問入浴、福祉用具事業者などの担当者がサービス提供について検討。

●昼夜を逆転させて日中一人の時間帯を夜のように過ごしたらリスクが減ると考え、栄養摂取も1日2回として退院に向けて調整。退院後は1週間在宅生活が続いている。



利用者やその家族の抱える悩みや課題は千差万別です。対応するケアマネには、日々の研鑽が欠かせません。

## 3 それぞれの役割を担って 支え合う



**千葉道子**さん  
NPO法人埼玉県介護支援  
専門員協会 理事長  
在宅介護支援センター みずほ苑  
介護支援専門員

今回、2つの事例が挙がっていますが、いずれの事例もケアマネの奮闘が、うかがえます。

私たちケアマネには、地域で不安を抱えながら生活している高齢者やその家族と向き合い、寄り添い、支援をしていくことが求められています。そのためには口を揃えるから関係者等と良い関係づくりをしていくことはとても大事で、ケアマネが積極的に連携を持ちかける姿勢は大切です。

しかし、地域の方々の協力は心強い反面、どこまで役割を担っていただいてよいのかいつも悩みます。地域ぐるみで共に支え合う関係を県内に広めていくことが大切ですが、そのためには行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所などが連携し、専門職や活動者、さらには地域住民の方々をつなぐ役割を担うことが求められていると思います。

県介護支援専門員協会としてもケアマネ個人の資質向上はもちろんのこと、県行政、県社協と共に今後の超高齢社会の対策に取り組みたいと思っています。

それぞれの思い、知恵、知識を持ち寄り、みんなで利用者を支えます。



※ケアマネジャー（介護支援専門員）…介護を必要とする高齢者等からの相談に応じて必要なサービスを利用できるようにサービス事業者等との間で連絡や調整をする。（介護保険法第七条第五項）